

指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令（仮称）（案）及び 自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準の 一部を改正する告示（仮称）（案）に関する意見の募集について

令和3年2月
国土交通省
自動車局

近年急速に普及している自動ブレーキ等の電子制御を駆使した自動運転技術について、交通事故防止に大きな効果が期待される一方で、故障時には誤作動等により事故につながるおそれがあることから、使用過程において確実に機能維持を図ることが重要です。

このため、国土交通省では、電子制御装置まで踏み込んだ自動車検査手法について「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」において検討を進め、令和3年10月以降の新型車を対象に、令和6年10月から電子的な検査（車検）を開始（※）することとしています。

今般、当該検査の実施に向けて、指定自動車整備事業者等に対し、新たに電子的な検査を行うための機器（検査用スキャンツール）を備えなければならないこととし、検査用スキャンツールの技術基準を定めることを検討しております。

つきましては、広く国民の皆様から、本件に対するご意見を以下の要領のとおり募集いたします。

※ 輸入車については、本国メーカーとの調整等準備期間を要することから、令和4年10月以降の新型車を対象に令和7年10月から検査を開始

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令（仮称）（案）及び自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準の一部を改正する告示（仮称）（案）について（別紙参照）

2. 意見募集期間

令和3年2月12日（金）～令和3年3月15日（月）（必着）

3. 意見提出方法

以下のいずれかの方法でご提出ください。なお、電話によるご意見の受付はいたしかねますので、ご了承ください。

① インターネットの場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを利用ください。

② 電子メールの場合

後掲する意見提出様式の各項目を、メール本文にテキスト形式で明記し、以下のアドレスまで送信ください。件名には「道路運送車両法関係手数料令の一部改正に関する意見」と明記ください。

メールアドレス hqt-g_tpb_seb3@gxb.mlit.go.jp

国土交通省自動車局整備課 意見募集担当 あて

③ F A Xの場合

後掲する意見提出様式にご記入の上、以下の番号に送信ください。

F A X 番号 03-5253-1639

国土交通省自動車局整備課 意見募集担当 あて

④ 郵送の場合

後掲する意見提出様式にご記入の上、以下の宛先に郵送ください。

郵便番号及び住所 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省自動車局整備課 意見募集担当 あて

4. 資料入手方法

① 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

<https://publiccomment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

② 国土交通省自動車局整備課において配布

5. 留意事項

頂戴したご意見につきましては、担当部局において取りまとめた上で、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨ご了承ください。

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、ご意見の内容とともに公表させていただく可能性がございますので、ご承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時に明示ください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用させていただきます。

6. お問い合わせ先

国土交通省自動車局整備課 意見募集担当

電話番号（代表） 03-5253-8111（内線42426）

F A X 03-5253-1639

(意見提出様式)

国土交通省自動車局整備課 意見募集担当 あて

指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令（仮称）（案）及び自動車検査用機械器具
に係る国土交通大臣の定める技術上の基準の一部を改正する告示（仮称）（案）
に関する意見

フリガナ 氏名	
住所	
所属 （団体名、部署名）	
電話番号	
電子メールアドレス	
ご意見	
ご意見の理由	